

野田市農業委員会総会会議録（第1回）

1. 野田市農業委員会会長古谷文夫は令和5年1月11日午後1時30分、野田市農業委員会総会を野田市役所8階大会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

〈農業委員〉

1番 石山 幹雄	2番 石山 高弘
3番 藤井 愛子	4番 川辺 茂
5番 筑井 正	7番 齊藤 和夫
8番 石塚 正夫	9番 染谷 美佐夫
10番 針ヶ谷 久翁	11番 鳩貝 直子
12番 宇佐見 稔久	13番 吉岡 清美

〈農地利用最適化推進委員〉

1番 岡田 輝雄	2番 瀬能 良一
3番 中島 清忍	4番 藤井 文男
5番 飯塚 正明	6番 栗原 英雄
7番 野口 寛	8番 山田 教明
9番 渡野邊 信廣	10番 越川 定男
11番 後藤 和久	12番 逆井 智
14番 知久 清治	

1. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画について

議案第5号 農用地利用配分計画について

議案第6号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について

第3 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第4号 農地使用貸借契約の解約通知について

報告第5号 農用地利用集積計画の中途解約について

報告第6号 農用地利用配分計画の中途解約について

報告第7号 農地の現況に関する照会について

報告第8号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

1. 出席事務局職員は次のとおりである。

事務局長	染谷 隆徳
事務局長補佐	大塚 和彦
農地農政係長	間中 浩司
主査	小田原 聡

議長 ただいまから令和5年第1回野田市農業委員会総会を開会します。

本日、6番、古谷 文夫 委員、所用のため欠席でございます。

野田市農業委員会会議規則第6条の規定による定数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

議事日程第1、議事録署名委員の選任に移ります。

例により、議長指名でご異議ありませんか。

— 異議なしの声多数 —

異議なしと認めます。

3番 藤井 愛子 委員

4番 川辺 茂 委員を指名します。

本日の案件は、議案第1号から議案第6号までとなっております。

本日は、農地利用最適化推進委員も出席しておりますので意見を求めます。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

申請番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号1番についてご説明いたします。

1ページをご覧ください。

申請地は、畑5筆で5925平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、高齢で体調不良となり管理が困難となったため、譲受人は、譲渡人からの要望があったためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

令和4年12月21日に受付をしております。

以上です。

議長 本案について、現地調査班第2班より説明をお願いします。

筑井委員 今月は2班が担当で、1月5日に現地調査を行いました。

今回の報告は議案第1号申請番号1番2番、議案第3号申請番号1番2番、5番から15番、18

番 19 番については吉岡委員、議案第 1 号申請番号 3 番から 5 番、議案第 2 号申請番号 1 番、議案第 3 号申請番号 3 番 4 番、16 番 17 番、20 番から 29 番については石山幹雄委員がご報告します。
それでは、議案第 1 号申請番号 1 番について吉岡委員から報告をお願いします。

吉岡委員 議案第 1 号申請番号 1 番について報告します。

申請地は、目吹字西坪前の畑 5 筆で耕作中の農地でした。
営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。
以上です。

議長 申請番号 2 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 1 号申請番号 2 番についてご説明いたします。

申請地は、田 2 筆で 5643 平方メートルとなっております。
権利の内容は所有権移転です。
申請理由は、譲渡人は農業経営の規模を縮小するため、譲受人は農業経営の規模を拡大するためとなっております。
農地法第 3 条第 2 項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。
令和 4 年 12 月 21 日に受付をしております。
以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

吉岡委員 申請地は、山崎字松ノ二の田 2 筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。
以上です。

議長 申請番号 3 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 1 号申請番号 3 番についてご説明いたします。

申請地は、田 1 筆で 1780 平方メートルとなっております。
権利の内容は所有権移転です。
申請理由は、譲渡人は高齢により農業経営の規模を縮小するため、譲受人は農業経営の規模を拡大するためとなっております。
農地法第 3 条第 2 項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。
令和 4 年 12 月 23 日に受付をしております。
以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石山（幹）委員 議案第1号申請番号3番について報告します。

申請地は、谷吉の田1筆で肥培管理されている農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号4番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号4番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で238平方メートルとなっております。

権利の内容は、所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は農業経営の規模を縮小するため、譲受人は農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

令和4年12月21日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石山（幹）委員 議案第1号申請番号4番について報告します。

申請地は、西高野字雷電前の畑1筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号5番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号5番についてご説明いたします。

2ページをご覧ください。

申請地は、畑3筆で2758平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は高齢により農業経営の規模を縮小するため、譲受人は農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

令和4年12月23日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石山（幹）委員 議案第1号申請番号5番について報告します。

申請地は、岡田字和田の畑1筆、丸井字桑原の畑2筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第1号について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第2号「農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について」を議題とします。

申請番号1番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号申請番号1番についてご説明いたします。

3ページをご覧ください。

申請地は、畑1筆で191平方メートルとなっております。

転用の目的は、駐車場及び物置用地です。

令和4年12月23日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石山（幹）委員 議案第2号申請番号1番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2

種農地であると判断されます。

当該地の現況は、転用されており、始末書が添付されています。

転用内容は、駐車場及び物置用地となっております。

なお、物置については、都市計画法に抵触しておりません。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲にブロックとフェンスが設置されています。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 信用については、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないものとなっておりますが、農地台帳を確認したところ賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

土地改良区については、該当なしと報告されています。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です

議長 ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第2号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第3号「農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について」を議題とします。

申請番号1番から4番、22番から24番については同一事業者なので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番号1番から4番、22番から24番についてご説明いたします。

4 ページをご覧ください。

申請番号 1 番ですが申請地は、畑 2 筆で 1087 平方メートルとなっております。

申請番号 2 番ですが申請地は、畑 1 筆で 743 平方メートルとなっております。

申請番号 3 番ですが申請地は、畑 4 筆で 1746 平方メートルとなっております。

5 ページをご覧ください。

申請番号 4 番ですが申請地は、畑 1 筆で 1771 平方メートルとなっております。

10 ページをご覧ください。

申請番号、22 番 23 番は同一事業区域内で畑 2 筆で 1513 平方メートルとなっております。

24 番は畑 2 筆で 1881 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

1 番 2 番とも令和 4 年 12 月 21 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、申請番号 1 番 2 番について吉岡委員より報告をお願いします。

吉岡委員 議案第 3 号申請番号 1 番 2 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

1 番 2 番の申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、肥培管理されている農地でした。

計画内容は、盛土・切土は行わず、太陽光発電施設を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲にフェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 続いて、申請番号 3 番 4 番と 22 番から 24 番について石山幹雄委員より報告をお願いします。

石山（幹）委員 議案第 3 号申請番号 3 番 4 番と 22 番から 24 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、申請地は、鉄道駅、市役所等それぞれの基準点の周囲おおむね 500 メートル以内の宅地率が 40 パーセントを超えるため、1 キロメートルまで半径を延長し、宅地率が 40 パーセントを超えているため、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、3 番 4 番は保全管理されている農地でした。

22 番 23 番は雑草が生えている農地でした。

24番は肥培管理されている農地でした。

計画内容は、盛土・切土は行わず、太陽光発電施設を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をフェンスで囲う計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号1番2番の説明をする前に、申請番号1番から12ページの申請番号29番の案件に共通している許可検討事項について、ご説明いたします。

まず、信用については、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないものとなっておりますが、農地台帳を確認したところ賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

以上が共通している許可検討事項になります。

それでは、申請番号1番から4番、22番から24番のその他の許可検討事項についてご説明いたします。

まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。土地改良区の意見書及び排水同意書は、1番2番と22番から24番は添付されております。

3番4番は、区域外になります。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号5番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番号5番についてご説明いたします。

5ページをご覧ください。

申請地は、田1筆で1117平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による資材置場用地です。

令和4年12月23日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

吉岡委員 議案第3号申請番号5番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、鉄道駅、市役所等それぞれの基準点の周囲おおむね 500 メートル以内の宅地率が 40 パーセントを超えるため、1 キロメートルまで半径を延長し、宅地率が 40 パーセントを超えているため、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、転用されており、始末書が添付されています。

転用内容は、資材置場となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、一部を除いて安全鋼板の塀が設置されています。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 土地改良区については、該当なしと報告されています。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です

議長 申請番号 6 番から 15 番については同一事業者なので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 3 号申請番号 6 番から 15 番についてご説明いたします。

申請番号 6 番ですが申請地は、畑 1 筆で 1044 平方メートルとなっております。

申請番号 7 番ですが申請地は、畑 1 筆で 991 平方メートルとなっております。

6 ページをご覧ください。

申請番号 8 番ですが申請地は、畑 1 筆で 1057 平方メートルとなっております。

申請番号 9 番ですが申請地は、畑 2 筆で 1692 平方メートルとなっております。

申請番号 10 番ですが申請地は、畑 1 筆で 1547 平方メートルとなっております。

申請番号 11 番ですが申請地は、畑 1 筆で 1500 平方メートルとなっております。

7 ページをご覧ください。

申請番号 12 番ですが申請地は、畑 1 筆で 1000 平方メートルとなっております。

申請番号 13 番ですが申請地は、畑 1 筆で 893 平方メートルとなっております。

申請番号 14 番ですが申請地は、田 1 筆で 1262 平方メートルとなっております。

8 ページをご覧ください。

申請番号 15 番ですが申請地は、畑 3 筆で 4292 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和 4 年 12 月 22 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

吉岡委員 議案第3号申請番号6番から15番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、鉄道駅、市役所等それぞれの基準点の周囲おおむね500メートル以内の宅地率が40パーセントを超えるため、1キロメートルまで半径を延長し、宅地率が40パーセントを超えているため、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が、生い茂っている農地でした。

計画内容は、盛土・切土は行なわず、太陽光発電施設を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、フェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区は、区域外です。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号16番17番については同一事業なので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番号16番17番についてご説明いたします。

申請地は、畑4筆で934.3平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による貸駐車場用地です。

令和4年12月21日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石山（幹）委員 議案第3号申請番号16番17番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理されている農地でした。

計画内容は、碎石を敷き、貸駐車場を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、鉄杭とトラロープを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、資金計画書及び残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区については、該当なしと報告されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 18 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 3 号申請番号 18 番についてご説明いたします。

9 ページをご覧ください。

申請地は、畑 1 筆で 1115 平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃貸借権設定による車両置場用地です。

令和 4 年 12 月 21 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

吉岡委員 議案第 3 号申請番号 18 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね 10 ヘクタール未満であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、肥培管理されている農地でした。

計画内容は、砂利を敷き車両置場を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、隣地に農地はありませんでした。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 19 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 3 号申請番号 19 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 1 筆で 1365 平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃貸借権設定による太陽光発電施設用地です。

令和 4 年 12 月 21 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

吉岡委員 議案第 3 号申請番号 19 番について報告します。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が、生い茂っている農地でした。

計画内容は、造成等は無く太陽光発電施設を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をフェンスで囲う計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災

計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。
以上です。

議長 申請番号 20 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 3 号申請番号 20 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 2 筆で 999 平方メートルの内 936.41 平方メートルとなっております。
転用の目的は、所有権移転による自動車整備工場用地です。
令和 4 年 12 月 22 日に受付をしております。
以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石山（幹）委員 議案第 3 号申請番号 20 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、鉄道駅、市役所等それぞれの基準点の周囲おおむね 500 メートル以内の宅地率が 40 パーセントを超えるため、1 キロメートルまで半径を延長し、宅地率が 40 パーセントを超えているため、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理されている農地でした。

計画内容は、砕石を敷き自動車整備工場を整備する計画となっております。

給排水関係は、給水は地下水を利用し、排水は合併浄化槽を設置し敷地内で蒸発散処理を行い、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、隣地境界にコンクリートブロックを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預貯金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、行政庁の許認可処分の確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 21 番と 25 番から 29 番については同一事業者なので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 3 号申請番号 21 番と 25 番から 29 番についてご説明いたします。

9 ページをご覧ください。

申請地は、21 番は畑 2 筆で 9599 平方メートルとなっております。

続いて 10 ページから 12 ページをご覧ください。

25 番から 29 番は同一事業区域内で畑 13 筆で 11344 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和 4 年 12 月 22 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石山（幹）委員 議案第 3 号申請番号 21 番と 25 番から 29 番について報告します。

申請地は、鉄道駅、市役所等それぞれの基準点の周囲おおむね 500 メートル以内の宅地率が 40 パーセントを超えるため、1 キロメートルまで半径を延長し、宅地率が 40 パーセントを超えているため、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、21 番は肥培管理されている農地でした。

25 番から 29 番は保全管理されていて一部は雑草が、生えている農地でした。

計画内容は、整地して太陽光発電施設を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をフェンスで囲う計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、出資証明書、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、行政庁の許認可処分の確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。質問やご意見のある方は、

挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第3号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第4号「農用地利用集積計画について」の一般を議題とします。

本案については、野田市農業委員会会議規則第10条の規定に基づき、議事参与の制限を受ける案件が含まれるため、申請番号1番、6番から42番について先議します。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号「一般」の番号1番、6番からから42番についてご説明いたします。

13ページから15ページをご覧ください。

野田市長より令和4年12月28日付けで、令和4年度第9次農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により農業委員会の決定を求められています。

農用地利用集積計画の一般でございますが、1年8か月の賃借権設定が田14筆で30468平方メートル3年の賃借権設定が田1筆で1061平方メートル、5年の賃借権設定が畑8筆で5158平方メートルの内5104平方メートル、10年の賃借権設定が畑6筆で5471平方メートル、田9筆で15247平方メートルとなっております。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び委員の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第4号「一般」の申請番号1番、6番からから42番について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議事参与の制限を受ける案件に移ります。

野田市農業委員会会議規則第 10 条の規定に基づき、〇〇委員の退席を求めます。

—〇〇委員退席—

議案第 4 号「農用地利用集積計画について」の一般申請番号 2 番から 5 番からについて事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 4 号「一般」の番号 2 番からから 5 番についてご説明いたします。

14 ページをご覧ください。

野田市長より令和 4 年 12 月 28 日付けで、令和 4 年度第 9 次農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項により農業委員会の決定を求められています。

農用地利用集積計画の一般でございますが、10 年の賃借権設定が田 4 筆で 3056 平方メートルとなっております。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第 4 号「一般」の申請番号 2 番から 5 番について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

退席者の入室を認めます。

—〇〇委員復席—

次に移ります。

議案第 4 号「農用地利用集積計画について」の中間管理を議題とします。

本案については、議案第 5 号「農用地利用配分計画について」の申請番号 1 番から 21 番と不可分の案件のため、一括して審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号「中間管理」の申請番号1番から21番についてご説明いたします。

16ページをご覧ください。

野田市長より令和4年12月28日付けで、令和4年度第9次農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により農業委員会の決定を求められています。

農用地利用集積計画の中間管理でございますが、10年の賃借権設定が田1筆で959平方メートル、畑20筆で16728平方メートルとなっております。

なお、借受人は農地中間管理機構である千葉県園芸協会です。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

次に議案第5号申請番号1番から21番についてご説明いたします。

17ページから19ページをご覧ください。

野田市長より令和4年12月23日付けで、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により農地中間管理機構である千葉県園芸協会が先ほど説明した農地中間管理権を取得予定の農地を貸し付けることについて、農業委員会の意見を求められています。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第4号の「中間管理」及び議案第5号申請番号1番から21番について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第5号「農用地利用配分計画について」の申請番号22番から36番について審議します。

なお、野田市農業委員会会議規則第10条の規定に基づき、議事参与の制限を受ける案件が含まれるため、申請番号22番から31番について先議します。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号申請番号22番から31番についてご説明いたします。

野田市長より令和4年12月23日付けで、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項

により農地中間管理機構である千葉県園芸協会が農地中間管理権を取得済みの農地を貸し付けることについて、農業委員会の意見を求められています。

6年の賃借権設定が田10筆で9708平方メートルとなっております。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第5号の申請番号22番から31番について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に議事参与の制限を受ける案件に移ります。

野田市農業委員会会議規則第10条の規定に基づき、〇〇委員の退席を求めます。

—〇〇委員退席—

議長 申請番号32番から36番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号32番から36番についてご説明いたします。

野田市長より令和4年12月23日付けで、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により農地中間管理機構である千葉県園芸協会が農地中間管理権を取得済みの農地を貸し付けることについて、農業委員会の意見を求められています。

6年の賃借権設定が田2筆で1953平方メートル、7年の賃借権設定が田3筆で1527平方メートルとなっております。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第5号の申請番号32番から36番について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

退席者の入室を認めます。

—〇〇委員復席—

次に移ります。

議案第6号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第6号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認についてご説明申し上げます。

20ページをご覧ください。

番号1番、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認でございます。

この確認につきましては、平成7年4月12日付け構造改善局農政部農政課長通知に基づき柏税務署長より調査を依頼されたもので、この調査対象となる方は、20年前に農地等の相続を受けた相続人が、相続税の申告を行う際、今後20年間農地を引き継いで、経営として継続しますとの約束のもとで、相続税の納税猶予の特例を受けて相続税の支払いを猶予されたものです。

今回、相続税の納税猶予の特例を受けた農地について、相続税の申告から20年間の経過するため、申告どおりの状況となっているか、農地の地元の農地利用最適化推進委員に現地確認をお願いしたものです。

この調査は、全筆を現地確認して、実際に農地として適正に管理し、農地として使用されているか否かを確認して、その結果を柏税務署長に回答するものです。

以上でございます。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

本案については、地元委員による現地確認が行われています。

野口委員よりご報告をお願いします。

野口委員 議案第6号番号1番について報告いたします。

令和4年12月16日に、事務局職員1名と畑6筆について現地確認を行いました。

現地は、耕作中の農地及び肥培管理された畑で、農地として使用されていたことを報告いたします。

議長 ただいま事務局の説明及び現地調査した委員の報告が終わりました。
質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第6号について採決します。

本案は、原案どおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案どおり可決されました。

報告事項に移ります。

「報告第1号から第8号」について、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 報告事項の1ページから3ページをご覧ください。

報告第1号 農地法第3条の3の規定による相続の権利取得の届出は、4件受理しております。

次に4ページ5ページをご覧ください。

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、4件受理しております。

次に6ページから9ページをご覧ください。

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、12件受理しております。

なお、報告第1号から第3号については、添付書類を含め、適法であったため、届出を受理し、受理通知書を交付しております。

次に10ページをご覧ください。

報告第4号 農地使用貸借契約の解約通知は、5件提出がありました。

次に11ページをご覧ください。

報告第5号 農用地利用集積計画の中途解約は、1件提出がありました。

次に12ページから14ページをご覧ください。

報告第6号 農用地利用配分計画の中途解約は、4件提出がありました。

次に15ページ16ページをご覧ください。

報告第7号 農地の現況に関する照会については、登記官からの照会が5件ありました。

次に17ページをご覧ください。

報告第8号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願については、2件証明いたしました。

以上です。

議長 報告第7号の登記官照会については、昭和56年8月28日付け法務省民事局長通知により

原則農業委員、農地利用最適化推進委員3名以上と事務局職員で調査にあたることとなっておりますが、1番から3番については許可済み地のため事務局で現地調査を行い、非農地であることを確認し、千葉地方法務局柏支局に記載のとおり回答いたしました。

4番5番については、委員が現地調査を行っております。
調査にあたった石山幹雄委員より報告をお願いします。

石山（幹）委員 番号4番5番について報告します。

令和4年11月30日に私と川辺農業委員、後藤推進委員、事務局職員1名と現地調査を行いました。

照会地は、4番については資材置場として利用されていました。

調査委員の合議の結果、現況は非農地であるとの結論となったため、千葉地方法務局に記載のとおり回答いたしました。

5番については、変更後の地目が山林となっておりますが、非農地証明での山林判定には該当しておりませんでした。

調査委員の合議の結果、現況は農地であるとの結論となったため、千葉地方法務局に記載のとおり回答いたしました。

議長 次に報告第8号の「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」は、昭和60年10月17日付け農林水産省構造改善局農政部長通知により現地調査にあたることとなっております。番号1番について、調査にあたった石塚委員より報告をお願いします。

石塚委員 報告第8号番号1番について報告します。

令和4年11月18日に事務局職員1名と現地調査を行いました。

照会地は、肥培管理され農地として使用されていたので、農業経営を引き続き行っていることを証明いたしました。

以上です。

議長 続いて、番号2番について、調査にあたった吉岡委員より報告をお願いします。

吉岡委員 報告第8号番号2番について報告します。

令和4年11月30日に事務局職員1名と現地調査を行いました。

照会地は、耕作中で農地として使用されていたので、農業経営を引き続き行っていることを証明いたしました。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

これらは報告事項でございますので、ご了承いただきたいと存じます。

議長 以上で、本日のすべての議事が終了しましたので、総会を閉会します。(午後 2 時 35 分)